

新型コロナウイルス感染症に関するこの間の対応について

1 主旨

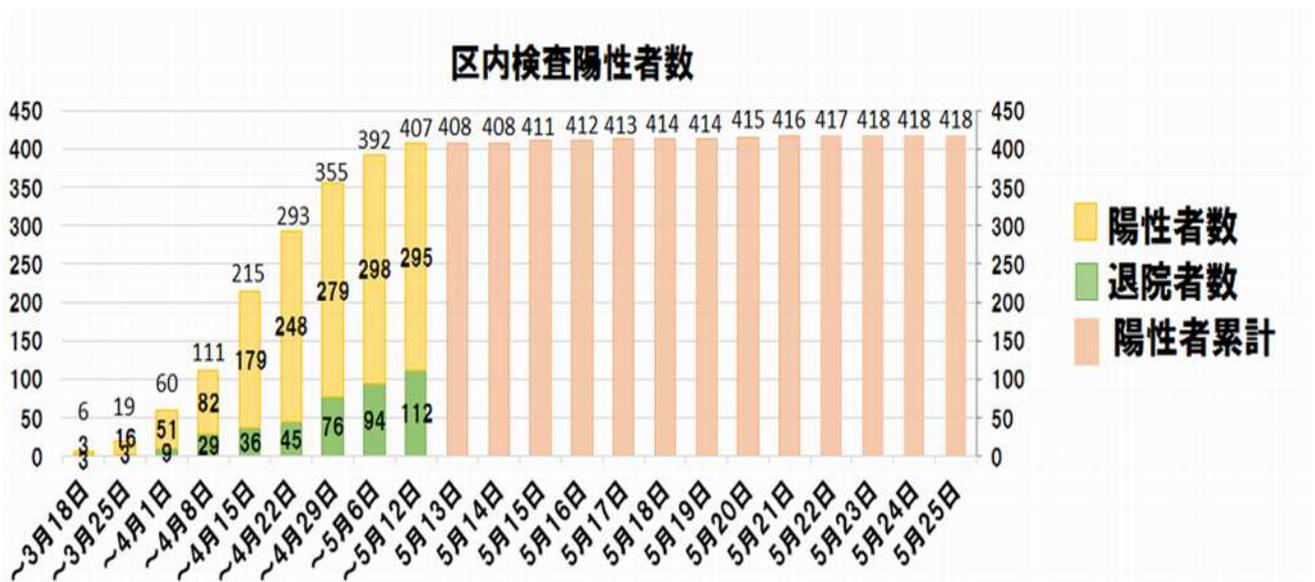
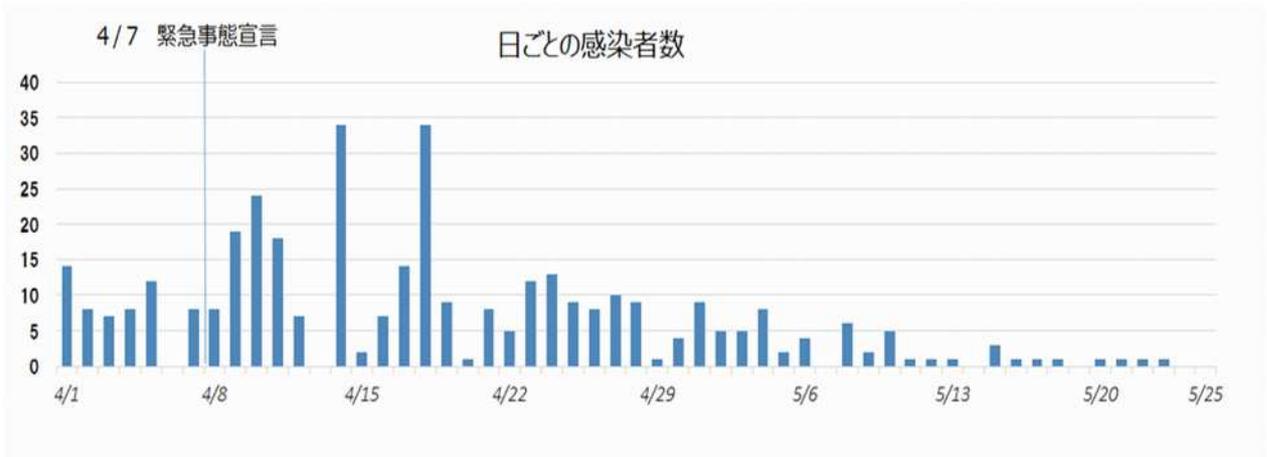
新型コロナウイルス感染症の陽性者の発生状況、検査実施状況の経過及びこの間の対応について報告する。

2 区内検査陽性者数の推移

(1) 陽性者数の推移

世田谷区では、3月から感染者数が増え始め、3月最終週では1日7人程度の感染者の報告があった。4月に入り感染者数は増加を続け、4月13日には1日での報告数が最大34人となり、この時期に感染者数が大きく増加した。

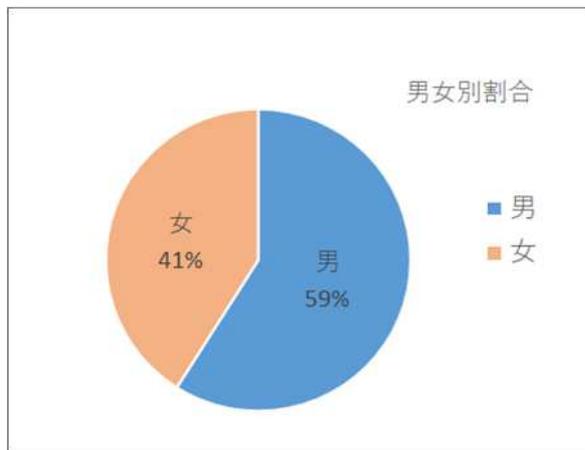
4月28日以降は、感染者が発生しているものの一桁台の感染者報告となっており発生が0の日もある。



【5月13日以降の内訳】

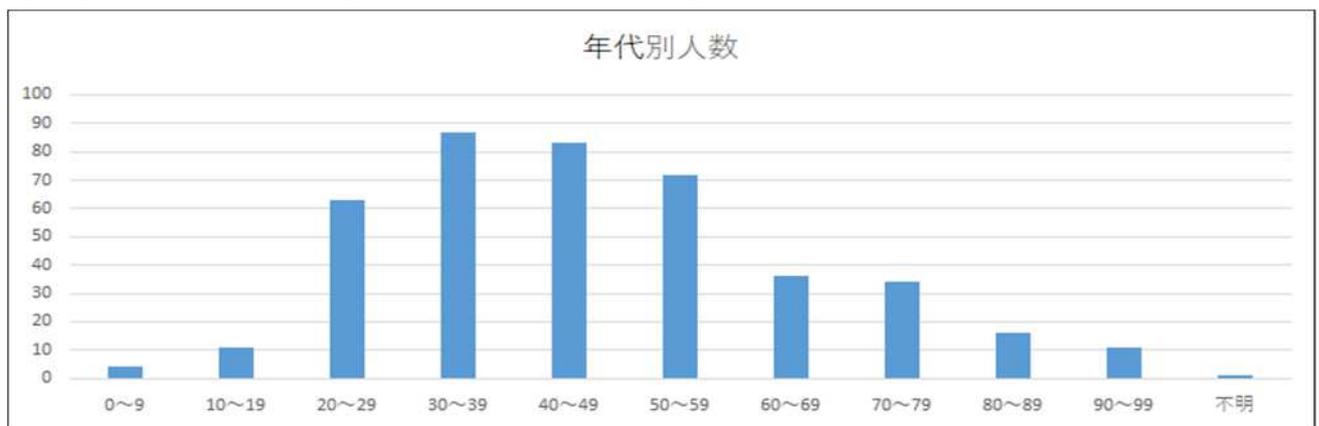
日付	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月
陽性者数（累計数）	408	408	411	412	413	414	414	415	416	417	418	418	418
入院中	66	61	61	60	61	55	44	43	41	41	43	43	31
宿泊療養中	12	9	9	9	8	7	7	8	7	8	6	6	6
自宅療養中	5	3	2	3	2	2	1	1	1	1	0	0	0
退院等（療養期間経過を含む）	314	324	327	327	328	336	348	349	353	353	354	354	366
死亡	11	11	12	13	14	14	14	14	14	14	15	15	15

（2）男女別陽性者数（5月25日までの合計）



男	女	合計
246	172	418

（3）年代別陽性者数（5月25日までの合計）



年代	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	不明	合計
人数	4	11	63	87	83	72	36	34	16	11	1	418

上記陽性者数には、世田谷区民が区外で検査を受け陽性判定を受けた人数を含み、区民以外が世田谷区内で検査を受け陽性判定を受けた人数は含まれない。

#### (4) 陽性者公表の考え方

##### 公表の考え方

区では、4月1日から区民の検査陽性者について日毎(15時現在)の合計及び累計を区ホームページに掲載した。なお、陽性者個人の氏名、住居地、職業等の情報については、以下の観点から公表していない。

- ・個人のプライバシーの保護と人権への配慮
- ・医療機関や企業の活動への配慮

また、区民への注意喚起や感染予防に向けた協力をいただく観点から、必要に応じて感染が発生した施設種別や関係する感染者数などの公表を行うこととした。

##### 公表事項の追加について(5月13日以降)

東京都の公表方法に準じ、検査陽性者の状況(入院中、宿泊療養中、自宅療養中、退院等(療養期間経過を含む)、死亡)を公表し、また病院からの退院者に加え、宿泊療養や自宅療養後に陰性となった方を含めた数値を「退院等」として公表することとした。

### 3 検査体制の充実

#### (1) この間の対応

当初、帰国者・接触者外来が設置されている医療機関でのPCR検査に加え、4月8日からは、区が設置したPCR検査センターにおいて世田谷保健所による行政検査を開始し、翌週14日からは世田谷区医師会の協力を得て、検査体制を強化した。

さらに世田谷区医師会においては、5月1日より保険適用による検体採取等を開始し、現在、肺炎等の疑いのある方を対象にCTによる検査も開始した。また、玉川医師会においても5月13日からドライブスルー方式による検体採取を始めており、検査体制の拡充を図った。

#### (2) 検査件数の推移

##### 【4月の推移】

8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)	12日(日)	13日(月)
17	27	32			26
14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)	18日(土)	19日(日)
49	63	54	50		
20日(月)	21日(火)	22日(水)	23日(木)	24日(金)	25日(土)
63	51	40	38	58	
26日(日)	27日(月)	28日(火)	29日(祝)	30日(木)	
	79	63	40	36	

4月8日～13日 世田谷保健所(行政検査)

4月14日～30日 世田谷保健所(行政検査)、世田谷区医師会(行政検査)

## 【5月の推移】

1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(祝)	5日(祝)	6日(祝)	7日(木)
49	17	18	33	38	24	62
8日(金)	9日(土)	10日(日)	11日(月)	12日(火)	13日(水)	14日(木)
79	36	8	93	92	81	55
15日(金)	16日(土)	17日(日)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)
76	41	10	94	57	53	33
22日(金)	23日(土)	24日(日)	25日(月)			
41	29	6	61			

5月1日～12日 世田谷保健所（行政検査）、世田谷区医師会（保険適用）

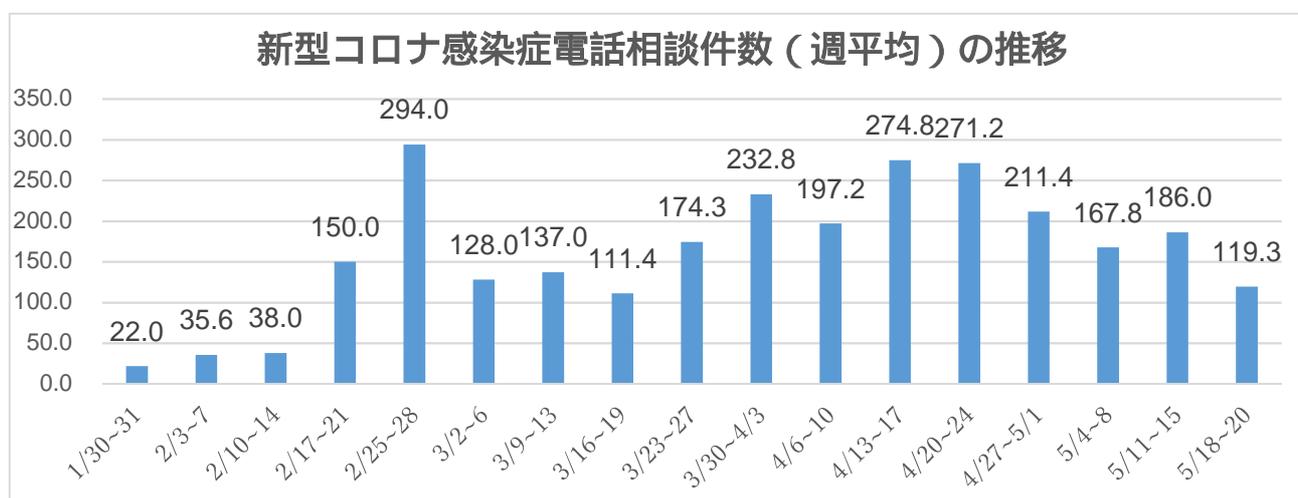
5月13日～ 世田谷保健所（行政検査）、玉川医師会（行政検査）、世田谷区医師会（保険適用）、区内医療機関（12日から）

上記検査数は区内で検査を受けた区民の検査数であり、区外で検査を受けた区民や区内で検査を受けた区外の方の数値は含まれない。また、陰性確認検査として一人で複数回実施した検査件数を含んでいる。

## 4 電話相談の状況について

(1) 一般相談、帰国者・接触者相談センター及び世田谷保健所の相談件数

(週ごとの1日平均の件数)



(2) この間の対応

区では、1月30日から一般相談、加えて2月7日に帰国者接触者電話相談センターを開設し、4月10日までは3回線、4月13日からは6回線体制で相談に対応している。

4月下旬以降、回線の空き時間が増え、現在、通話待ちの時間なく相談につなぐ体制で対応できている。

## 5 社会福祉施設及び事業等の対応について

施設種別	対応状況
社会福祉施設等 【資料1】	<p>国による緊急事態宣言や都による緊急事態措置などを踏まえ、原則として感染防止を講じたうえで事業を継続しつつ、感染防止の観点からやむをえない場合は事業の全部または一部を休止、もしくは事業縮小する対応をしてきた。</p> <p>緊急事態宣言の解除後については、下記の考え方にに基づき、各事業の状況を踏まえ対応していく。</p> <p>(1) 休止・縮小事業の再開等に向けて</p> <p>休止・縮小事業の再開等にあたっては、国が公表した「新しい生活様式」に沿った内容としていくとともに、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡)のほか業種ごとの感染予防策の再徹底を図る。</p> <p>事業の休止や自粛要請の長期化によるフレイル予防や孤独感の解消などへの影響も踏まえて、事業再開等の対象選定や実施方法を決定するとともに、事業再開等が困難な場合の代替策を急ぎ講じる。</p> <p>職員、利用者等の感染予防策の徹底や3つの「密」を避けた環境整備を行った上で、利用者個々の状況等に配慮していく。</p> <p>事業再開等の情報は事前にお知らせすることを原則とし、ホームページへの掲載などとともに、高齢介護アプリや子育て応援アプリなどを活用する。また、事業者利用者への丁寧な説明を要請するなどして、区民、利用者への周知を図る。</p> <p>(2) 長期化の想定を踏まえた対応</p> <p>再度の外出自粛要請や施設使用の停止等の要請が強化される場合に備え、継続的な感染予防策の実施や衛生資材の備蓄などの対応を図る。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症の第2波等の流行時にも対応できるよう、従来の手法に捉われない事業の実施方策を検討する。</p> <p>(3) 事業者等への支援</p> <p>衛生資材(マスク、手指消毒薬)の確保を支援していく。</p> <p>医師による感染症予防アドバイザーを設置し事業者からの感染予防や感染時の対応に関する相談に現地での助言を含め対応していく。</p>

施設種別	対応状況
保育施設 <b>【資料 2】</b>	<p>令和 2 年 5 月 3 1 日まで休園するとともに、社会生活維持関係者などに応急保育を実施してきている。</p> <p>6 月 1 日から休園措置を終了する。ただし、感染が再び広がるリスクがあることから、区としては 6 月末までを目途に、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び就業先との調整が付き仕事を休める方に対して、園児の登園を自粛していただくよう要請する。また、在宅勤務者に対しても、登園日数を減らしていただくなど可能な範囲で登園を控えていただくよう要請する。合わせて保護者の勤務先事業者に対しても、あらためて特段の配慮をしていただくよう協力を依頼する。その上で、規模を縮小した保育（以下、縮小保育という）へ移行する。</p> <p>なお、感染状況の改善が見られた場合には、通常保育の再開に向け、今後の保育の段階的な受け入れや感染予防の視点から三つの密を防ぐ方策について検討する。</p>
新 BOP(学童クラブ・BOP) <b>【資料 3】</b>	<p>令和 2 年 5 月 3 1 日まで休止とし、学童クラブについては、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方の児童は預かることとしている。</p> <p>6 月 1 日から新 BOP のうち、学童クラブの休止を解除する。但し、当面の間、子どもの感染防止の観点から、自宅で過ごすことが可能な児童の保護者に対して自粛を求め、規模を縮小した運営を実施する。BOP については、当面の間、休止を継続する。</p> <p>学童クラブの再開にあたっては、3 密を避けるため、学校に協力を求めて居場所を確保するとともに、児童館職員を新 BOP に配置するなど、可能な限り児童が分散して活動できるよう取り組む。また、マスク着用、手洗い、検温、換気、消毒など、感染防止の徹底を図る。</p>
児童館 <b>【資料 3】</b>	<p>6 月 1 日以降の児童館対応（北沢子どもの居場所、奥沢子育て児童ひろばを含む）の考え方については、児童館が、不特定多数の利用者が来館し、3 密になりやすい施設であること、学童クラブの感染症予防対策を行うためには、その業務にあたらせる人員が必要である事などから、当面は休館を延長する。</p> <p>休館を延長するが、その際、在宅の子育て支援を行うため、休館中の子育て支援館（5 館）において、感染防止対策を十分に行いながら「子育てひろば」を実施する。</p>

**【添付資料】**

- ( 1 ) 東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について **【資料 1】**
- ( 2 ) 令和 2 年 6 月 1 日以降の保育の取り扱いについて **【資料 2】**
- ( 3 ) 新 BOP (学童クラブ、BOP) 等の取り扱いについて **【資料 3】**

令和2年5月22日  
保健福祉政策部  
高齢福祉部  
障害福祉部  
子ども・若者部  
世田谷保健所

## 東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について

### 1 主 旨

これまで、区内の社会福祉施設等は国による緊急事態宣言や都による緊急事態措置などを踏まえ、原則として感染防止を講じたうえで事業を継続しつつ、感染防止の観点からやむをえない場合は事業の全部または一部を休止、もしくは事業縮小する対応をしてきた。

今般の国や都の動向等を踏まえ、今後の社会福祉施設等については、以下の基本的な考え方により対応するものとする。

### 2 今後の運営の考え方

国の緊急事態宣言の期間中はこれまでの取り扱いを継続し、緊急事態宣言の解除後については、下記の考え方にに基づき、各事業の状況を踏まえ、別紙に記載の通り、休止・縮小事業の再開等を行っていく。

#### (1) 休止・縮小事業の再開等に向けて

休止・縮小事業の再開等にあたっては、国が公表した「新しい生活様式」に沿った内容としていくとともに、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡)のほか業種ごとの感染予防策の再徹底を図る。

事業の休止や自粛要請の長期化によるフレイル予防や孤独感の解消などへの影響も踏まえて、事業再開等の対象選定や実施方法を決定するとともに、事業再開等が困難な場合の代替策を急ぎ講じる。

職員、利用者等の感染予防策の徹底や3つの「密」を避けた環境整備を行った上で、利用者個々の状況等に配慮していく。

事業再開等の情報は事前にお知らせすることを原則とし、ホームページへの掲載などとともに、高齢介護アプリや子育て応援アプリなどを活用する。また、事業者利用者への丁寧な説明を要請するなどして、区民、利用者への周知を図る。

#### (2) 長期化の想定を踏まえた対応

再度の外出自粛要請や施設使用の停止等の要請が強化される場合に備え、継続的な感染予防策の実施や衛生資材の備蓄などの対応を図る。

今後、コロナウイルス感染症の第2波等の流行時にも対応できるよう、従来の手法に捉われない事業の実施方策を検討する。

(3) 事業者等への支援

衛生資材（マスク、手指消毒薬）の確保し、支援していく。

医師による感染症予防アドバイザーを設置し、事業者からの感染予防や感染時の対応に関する相談に、現地での助言を含め対応していく。

3 各事業の対応の考え方

詳細は別紙の通りとし、施設・事業種別ごとの考え方は以下の通りとする。

(1) 高齢福祉及び障害福祉施設・事業について

高齢福祉施設等は、緊急事態措置において感染拡大防止策を徹底し事業を継続することを基本としており、緊急事態措置が解除された後においても、当面向様の対応を継続していく。事業所に対して感染対策の再徹底を要請し、利用人数を増やしていく。区民には事業者の感染防止対策に協力しながらサービスを利用いただくよう呼び掛ける。

(2) 子ども・若者施設・事業について

休止や利用制限を解除する施設・事業については、5月中に緊急事態宣言が解除された場合は6月1日から、6月以降に解除された場合は緊急事態宣言の解除と同時に再開することとする。

再開にあたっては、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年3月19日付厚生労働省事務連絡）等で示された感染予防対策に加え、利用人数の制限等を講じるなど、3密（密閉・密集・密接）の場所をつくらぬよう配慮して実施する。

(3) 検診及び健診事業等について

再開等の時期については、緊急事態宣言解除後、関係機関と調整しながら感染拡大防止策が講じられた段階で速やかに再開する。なお、がん検診については、概ね解除2週間後の再開を目途に準備を進める。また、乳幼児を対象とした健診については、保護者への案内通知の発送、健診会場の感染防止の整準備が必要なため、7月1日以降の開催とする。

感染防止策については、実施会場の「三つの密」を避けることや参加者の感染予防の徹底等を、関係所管と連携し対応する。

4 期 間

国・都の動向や区内の状況などを踏まえ、当面の間とする。

5 そ の 他

保育事業及び新BOP（学童クラブ・BOP）に関しては別途決定する。

事業名・施設名など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)	【事業継続・一部休止】 介護保険申請受付、相談業務を実施。 訪問業務、講座等を行わない。ただし、緊急対応(安否確認等)が必要な場合は、保健福祉課と協力して対応する。	休止していた訪問業務や講座等について、徹底した感染防止策を講ずることができるものは再開する。なお、これに対応した安全な対策ができないものについては、引き続き休止する。講座の募集については、区のお知らせ、ホームページに掲載する。	高齢福祉部 介護予防・地域支援課長 佐久間 電話 5432-2834
認知症在宅生活サポートセンター	【事業継続・一部休止】 相談業務を実施。訪問業務、講座等を行わない。		
(区立) 短期入所生活介護			高齢福祉部 高齢福祉課長 三羽 電話 5432-2396
(民立) 短期入所生活介護,短期入所療養介護,短期利用特定施設入居者生活介護,短期利用認知症対応型共同生活介護,短期利用小規模多機能型居宅介護,短期利用看護小規模多機能型居宅介護含む) 介護予防を含む	【運営継続・協力要請】 各事業者に感染拡大防止と高齢者の生活維持を工夫して対応するよう依頼し、引き続き運営する。 また、区民及び居宅介護支援事業所等にサービスの必要性を再度確認し、必要に応じてサービスの見直し、感染拡大防止への協力要請を引き続き行う。	・各事業所及び居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所にFAX及び区ホームページにより以下の感染防止対策等の再徹底を周知する。 ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす ・定期的に換気を行う ・利用者同士の距離に配慮する ・清掃の徹底、共有物の消毒の実施 ・職員、利用者の手洗い、マスクの着用、手指消毒、検温等の徹底 ・区民には、事業者への周知対応をお知らせするとともに、事業者への協力を呼び掛ける。	高齢福祉部 介護保険課長 瀬川 電話 5432-2297
(民立) 通所介護,通所リハビリテーション,地域密着型通所介護,認知症対応型共同生活介護,小規模多機能型居宅介護,看護小規模多機能型居宅介護 介護予防等を含む			

事業名・施設名など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
区立障害者通所施設（生活介護・就労継続支援B型、就労移行支援）	【自粛要請・運営継続】 自宅待機が可能な利用者は施設利用の自粛をお願いするが、保護者の状況や利用者の障害特性によりサービスが必要な場合は、相談の上、引き続き施設利用等を可能とする。	施設利用の自粛をお願いしていたが、利用者個々の状況等に配慮しながら、利用人数を増やしていく。	障害福祉部 障害者地域生活課長 相蘇 電話：03-5432-2416
区立短期入所施設	【自粛要請・運営継続】 緊急事由の受け入れは引き続き実施する。レスパイト的な利用については自粛をお願いする。	緊急事由以外の受け入れは自粛をお願いしていたが、利用者個々の状況等に配慮しながら、利用人数を増やしていく。	
民立障害者通所施設（生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労移行支援・自立訓練） 民立短期入所施設・日中ショートステイ施設	【区立と同様の対応を要請】 区立の通所施設の対応を周知し、同様の対応をお願いする。	区立の通所施設の対応を周知し、同様の対応をお願いする。	
障害者就労支援センター すきっぷ就労相談室・分室クローバー・分室そしがやしごとねっとゆに（UNI）	【事業継続・一部休止】 電話（メール含む）による相談のみ実施している。	休止していた来所や訪問による相談に関して、当面緊急的なケースについて対面相談を再開し、居場所利用は予約の上で交代制で実施する。	
区立障害児通所施設 （児童発達支援・放課後等デイサービス） 発達障害相談・療育センター 子育てステーション発達相談室	【事業継続・一部休止】 電話による相談のみ実施。通所サービスは休止するが、児童の健康管理や家庭の孤立化防止、支援が必要な状況になった際の適切な介入のため電話による支援を実施。	休止していた通所サービスについて、利用者個々の状況等に配慮しながら、利用人数を増やしていく。	障害福祉部 障害保健福祉課長 宮川 電話：03-5432-2241
民立障害児通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）	【事業縮小を要請】 学校等の休業に対応するため、家庭で過ごすことが困難な児童生徒もいることを考慮したうえ、通所サービスを縮小して実施。	縮小していた通所サービスについて利用者個々の状況等に配慮しながら、利用人数を増やしていく。	
保健センター専門相談課	【事業継続・一部休止】 電話による相談のみ実施。来所や訪問は原則として行わない。	休止していた来所や訪問による相談について、利用者個々の状況等に配慮しながら、利用人数を増やしていく。	
基幹相談支援センター 地域障害者相談支援センター「ぼーと」			

事業名・施設名など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区の対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
おでかけひろば	<p>【引き続き休止】 5月31日（日）まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設等の状況に応じて、通常実施に向け段階的に再開していく。</li> <li>・再開にあたっては、職員、利用者等（子どもがいやがらなければ）のマスク着用や手洗いなどの感染予防や定員等利用人数の制限など配慮して実施する。</li> <li>・引き続き、自宅で過ごすことが可能な家庭については、できるだけ自宅で過ごすよう要請する。</li> </ul>	<p>子ども・若者部 子ども家庭課長 増井</p>
ほっとステイ	<p>【引き続き休止】 5月31日（日）まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設等の状況に応じて、通常実施に向け段階的に再開していく。</li> <li>・再開にあたっては、職員、利用者等（子どもがいやがらなければ）のマスク着用や手洗いなどの感染予防や定員等利用人数の制限など配慮して実施する。</li> <li>・引き続き、家での育児が可能なときには、利用自粛を要請する。</li> </ul>	<p>電話03-5432-2207</p>
産後ケアセンター・ママズルーム	<p>【引き続き利用限定して実施】 産後ケアセンターについて、育児不安・育児困難がある場合や、虐待予防のために利用の緊急度が高いケースに利用を限定して事業を継続する。 デイケアのみの提供であり、かつ完全母子同室体制が取ることが難しいママズルームは事業中止とする。 5月31日（日）まで現状の対応を継続し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は現状の対応を継続する。</p>	<p>&lt;産後ケアセンター&gt; 面会制限や一部サービスを休止するなどの感染予防対策を実施のうえ、通常通りの一般利用を再開する。</p> <p>&lt;ママズルーム&gt; 1日の利用枠を制限する（3枠 2枠）などのうえで、通常通りの一般利用を再開する。</p> <p>&lt;備考（共通事項）&gt; ・事業者が利用者に提供する自主サービス（マッサージ、鍼灸等）についても、都の休業要請の措置緩和のステップに準じ、サービスごとに段階的に再開する。</p>	<p>子ども・若者部 児童相談支援課長 長谷川 電話 03-6304-7748</p>

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区の対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
子どものショートステイ・要支援ショートステイ（児童養護施設福音寮）	<p>【引き続き利用限定して実施】</p> <p>緊急性・必要性を判断して限定的に実施する。（保健師やケースワーカーが支援に関わり、緊急度が高いと判断する場合、個別のケースごとに利用調整を行う。）5月31日（日）まで現状の対応を継続し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は現状の対応を継続する。</p>	<p>・利用時の児童の体調確認などを徹底したうえで、通常通りの一般利用を再開する。</p>	<p>子ども・若者部 児童相談支援課長 長谷川 電話 03-6304-7748</p>
トワイライトステイ（児童養護施設福音寮）	<p>【引き続き休止】</p> <p>5月31日（日）まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。</p>	<p>・利用時の児童の体調確認などを徹底したうえで通常通りの一般利用を再開する。</p>	
赤ちゃんショートステイ（日赤医療センター附属乳児院）	<p>【引き続き休止】</p> <p>5月31日（日）まで休止する。</p>	<p>諸条件等を踏まえたうえでの事業者の判断により対応する。</p>	
児童館（北沢子どもの居場所、奥沢子育て児童ひろばを含む）	<p>【引き続き休館】</p> <p>5月31日（日）まで引き続き休館し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休館を延長する。</p>	<p>不特定多数の利用者が来館し、3密になりやすい施設であること、学童クラブの感染症予防対策を行うために、その業務にあたる人員が必要である事などから休館を延長するが、子育て支援館（5館）については、在宅の子育て支援を行うため、感染防止対策を十分に行ったうえで「子育てひろば」を実施する。</p>	<p>子ども・若者部 児童課長 須田 電話：03-5432-2305</p>
プレイパーク及び砧多摩川あそび村	<p>【引き続き休止】</p> <p>5月31日（日）まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。</p>	<p>休止を解除する。子どもが密集しやすい遊びの指導を避けるなど、感染拡大防止に配慮した運営を行う。プレーワーカーによる、利用者への感染拡大防止対応や啓発を実施する。</p>	

事業名・施設名など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区の対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
青少年交流センター (3か所)	<p>【引き続き休止】</p> <p>5月31日(日)まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。</p>	<p>不特定多数の利用者が来館し、3密になりやすい施設であることから、当面は休館を延長する。再開に向け、大規模交流イベントや食事を伴うイベントは当面中止するとともに、施設の利用が集中する時間帯については入場人数や滞在時間の制限を設定するなどの検討を進め、段階的再開を目指す。</p>	<p>子ども・若者部 若者支援担当課長 望月 電話：03-5432- 2584</p>
メルクマール せたがや	<p>【引き続き事業継続・一部休止】</p> <p>電話による相談対応を基本とし、訪問での対応を休止、面談での対応を必要最小限とする。</p> <p>5月31日(日)まで現状の対応を継続し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は現状の対応を継続する。</p>	<p>感染予防対策を徹底し、対面による相談(来所、訪問)を再開する。居場所事業については、対面相談再開後2週間程度登録者の現況を確認の上再開する。再開にあたっては、グループ登録制のものから開始し、利用者の様子を確認しながらフリー参加の居場所の再開時期を判断する。</p>	

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
保健センター 健康増進事業	<p>【引き続き休止】 5月31日（日）まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。</p>	<p>再開時期 既に緊急事態宣言解除を見据えて事前予約を受け付けた6月22日以前に開催予定の各種連続講座などについては、10月以降へ延期する。</p> <p>周知方法 保健センターのHPや窓口等で周知する。なお、各種連続講座は区のお知らせでも周知する。</p> <p>徹底した感染拡大防止策（詳細は調整中） 以下の感染予防に取り組む。 ・ 出入り口での消毒の奨励 ・ 出入口や窓の開放などの換気の徹底 ・ プログラム見直し等による定員数の制限 ・ 受付時や利用時における動線の見直し ・ 利用者及び職員のマスク着用の徹底 ・ 講座・測定会場、更衣室などでの参加者同士の一定程度の距離の確保 ・ 発熱や咳、咽頭痛などの症状のある者の参加見合わせ（指導職員含）</p>	<p>世田谷保健所 副所長 鵜飼 電話03-5432-2431</p>

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区の対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
保健センター 胃がん検診	【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急 事態宣言等の期間等に応じて 柔軟に対応する。	周知方法 HP及び、がん検診受付センター等で 申込者に案内する。  感染予防策 下記の対策等を講じるための業務実施 要領等を作成したうえで（特に検診車 で実施する胃がん（エックス線）検査 は、車内という状況を踏まえた対応 策を講じる）感染防止対策を実施す る。 ・自宅等での受診前の検温と、発熱時 は受診しないよう案内する。 ・人と人との接触を避ける十分な距離 （最低1m）を確保する。 ・十分な換気を行う。 ・従事者のマスク着用と、受診者のマ スク着用の呼びかけ。	
保健センター 乳がん検診	【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急 事態宣言等の期間等に応じて 柔軟に対応する。		世田谷保健所 副所長 鵜飼 電話03-5432-2431
保健センター がん相談 がん情報コー ナー	【事業継続・一部休止】（電 話相談のみ実施） 対面による専門相談並びにが ん罹患者等によるピア相談は 休止し、電話相談のみ実施す る。ただし、今後の緊急事態 宣言等の期間等に応じて柔軟 に対応する。	対面による専門相談については、相談 室等の感染防止対策（自宅等での事 前の検温と、発熱時は来所しないよう 案内する。人と人との接触を避ける 十分な距離（最低1m）を確保する。 十分な換気を行う。）を講じた上 で、緊急事態宣言解除後に実施する （対面を希望しない場合は、代替措置 として電話相談を行う）。 ピア相談については、ピア相談員の感 染による重症化の可能性が高いため、 当面実施を見合わせ、代替措置とし て、引き続き専門相談員による相談を 実施する。	
保健センター 夜間・休日等 こころの 電話相談 こころの健康 情報 コーナー	【継続実施】 電話相談のため継続して実施 する。	電話相談のため継続して実施する。実 施に当たっては、感染を避けるため、 従事者のマスク着用や間隔を十分確保 するなどの感染予防策を徹底する。	世田谷保健所 健康推進課長 相馬 電話03-5432-2438

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区の対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
3～4か月児健康診査	【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急事態宣言等の期間等に応じて柔軟に対応する。	<p>周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診対象者に対して個別に通知を郵送するほか、区のHP等で周知する。</li> </ul> <p>感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の受付1回当たりの受診者数を減らし、待合や健診室等で十分な間隔を確保する。</li> <li>・従事者はディスポグローブ、マスク等を着用する。</li> <li>・発熱や咳等の有症状者の入場は断るとともに、受診者にマスクの着用を呼びかける。</li> <li>・高頻度接触部位は、定期的に消毒を行い、感染性廃棄物はその都度密閉して廃棄する。</li> <li>・会場入り口に消毒液を設置するとともに、受付では、アクリル板等を設置する。</li> </ul>	世田谷保健所 健康推進課長 相馬 電話03-5432-2438
1歳6か月児歯科健康診査			
3歳児健康診査			
すくすく歯科相談・フッ素塗布			
幼稚園児・保育園児歯科健康診査	例年6月実施 緊急事態宣言中は開始を見合わせる	<p>周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日については、従前どおり各園と歯科医師会で調整する。</li> </ul> <p>感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場で密にならないよう、十分な間隔を確保する。</li> <li>・従事者はディスポグローブ、マスク等を着用する。</li> <li>・発熱や咳等の有症状者の受診は断るとともに、受診者にマスクの着用を呼びかける。</li> <li>・高頻度接触部位は、定期的に消毒を行い、感染性廃棄物はその都度密閉して廃棄する。</li> </ul>	世田谷保健所 健康推進課長 相馬 電話03-5432-243

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
区民健康診断	<p>【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急事態宣言等の期間等に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>医師や看護師の確保など再開のための実施体制を、他の健診等をあわせて医療機関等と調整する。 再開はホームページ等で周知し、実施時は以下の対策等を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待合や健診室等で十分な間隔を確保できるよう時間配分を行う。</li> <li>・発熱や咳等の有症状者の入場は断るとともに、受診者にマスクの着用を呼びかける。</li> <li>・高頻度接触部位は、定期的に消毒を行い、感染性廃棄物はその都度密閉して廃棄する。</li> <li>・会場入り口に消毒液を設置するとともに、受付では、アクリル板等を設置する。感染症予防対策を講じる。</li> </ul>	<p>世田谷総合支所 健康づくり課長 松田 電話03-5432-2888</p>
H I V ・ 性 感 染 症 検 査	<p>【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急事態宣言等の期間等に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>現段階では感染症対応として新型コロナウイルス対応を優先し、併せて当該検査の集団による密を回避するため、6月以降も当面は休止とする。 再開については、所管課の業務継続、感染予防策等を調整の上、新型コロナウイルスの流行状況を鑑み段階的に準備を行う。</p>	<p>世田谷保健所 感染症対策課長 安岡 電話03-5432-2439</p>

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
胃がん検診	<p>【引き続き休止】</p> <p>休止中。ただし、今後の緊急事態宣言等の期間等に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>再開（開始）にあたって 再開（開始）にあたっては、医師会を通じたアンケートにより、下記の感染予防策を講じることのできる医療機関の状況を確認する。</p> <p>周知方法 HP及び、がん検診受付センター等で申込者に案内する。</p> <p>具体的な感染予防策 以下に記載したもの等の感染防止対策を講じる。 ・自宅等での受診前の検温と、発熱時は受診しないよう案内する。 ・人と人との接触を避ける十分な距離（最低1m）を確保する。 ・十分な換気を行う。 ・従事者のマスク着用と、受診者のマスク着用の呼びかけ。</p>	<p>世田谷保健所 副所長 鵜飼 電話03-5432-2431</p>
肺がん検診			
大腸がん検診			
子宮がん検診			
乳がん検診			
前立腺がん検診			
B型・C型肝炎ウイルス検診			
胃がんリスク（ABC）検査			
骨粗しょう症検診	<p>例年6月実施 緊急事態宣言中は開始を見合わせる</p>		
成人健診			
成人歯科健診・ 歯周疾患改善指導	<p>例年6月実施 緊急事態宣言中は開始を見合わせる</p>	<p>周知方法 ・区のHP等で周知する。</p> <p>感染防止策 ・受診者の間隔を開け、その間に接触部位の消毒や換気を行う。 ・従事者はディスポグローブ、マスク等を着用する。 ・発熱や咳等の有症状者の入場は断るとともに、受診者にマスクの着用を呼びかける。 ・感染性廃棄物はその都度密閉して廃棄する。 ・施設入り口に消毒液を設置し、受付では、アクリル板等を設置する。</p>	<p>世田谷保健所 健康推進課長 相馬 電話03-5432-2438</p>
口腔がん検診			

## 令和 2 年 6 月 1 日以降の保育の取り扱いについて

## 1 主旨

国の緊急事態宣言に基づく東京都緊急事態措置を踏まえ、区内保育所等は令和 2 年 5 月 3 1 日まで休園するとともに、社会生活維持関係者などに応急保育を実施してきている。

令和 2 年 6 月 1 日以降の対応については、5 月 2 0 日を目途に示すこととしてきており、保育施設や保護者に事前に周知を行うことが望ましいため、緊急事態宣言の内容を想定した、当面の取り扱いを決定する。

## 2 保育の取り扱いについて

## 【緊急事態宣言が継続された場合】

緊急事態宣言が 6 月 1 日以降も継続された場合は、継続された期間に合わせて、保育所等の休園を延長する。なお、休園期間の長期化に伴う自宅保育による保護者の負担や不安の軽減を図るため、これらについても応急保育の要件に加える。

## 【緊急事態宣言が解除された場合】

緊急事態宣言が 6 月 1 日で解除となった場合は、休園措置を終了する。ただし、感染が再び拡がるリスクがあることから、区としては 6 月末までを目途に、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び就業先との調整が付き仕事を休める方に対して、園児の登園を自粛していただくよう要請する。また、在宅勤務者に対しても、登園日数を減らしていただくなど可能な範囲で登園を控えていただくよう要請する。合わせて保護者の勤務先事業者に対しても、あらためて特段の配慮をしていただくよう協力を依頼する。その上で、規模を縮小した保育（以下、縮小保育という）へ移行する。

なお、感染状況の改善が見られた場合には、通常保育の再開に向け、今後の保育の段階的な受け入れや感染予防の視点から三つの密を防ぐ方策について検討する。

## 3 対象施設

区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園、認証保育所、保育室、保育ママ

## 4 給食の提供について

通常保育への段階的な移行を見据え、区立保育園については給食の提供を 6 月 1 日から再開できるよう準備を進める。私立保育園等についてもなるべく早い時期の給食の再開に向け協力を要請する。

## 5 今後の保育の考え方について

- 保育再開にあっても、これまで行ってきた「世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止対応による縮小・応急保育ガイドライン」(抜粋 別紙参照)の感染予防策を継続して行い、感染拡大防止を図る。
- 応急保育や縮小保育を行う園において罹患者が発生した場合は、当該保育を停止する。
- 縮小保育、通常保育へ移行後であっても、区内で感染状況が著しく拡大する場合には、再度、縮小保育や休園の実施を検討する。

## 6 登園児童状況

登園自粛強化前 【4月10日(金)】	登園自粛強化後 【4月13日(月)】	休園実施後 【4月22日(水)】	緊急事態宣言延長後 【5月11日(月)】
40%	23%	4%	7%

<区内認可保育園の令和2年4月1日在園児童数に対する登園児童数の割合>

## 7 周知

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 子育て応援アプリへの掲載
- (3) ツイッターへの掲載
- (4) 各保育所等への通知
- (5) 各保護者への通知(各保育所等を通じて)

## 8 今後のスケジュール

令和2年5月22日(金) 各保育所等および保護者への通知

各保育所等で行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について  
～世田谷区新型コロナウイルス感染症防止対応による縮小保育・応急保育ガイドライン（第2版）より抜粋～

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、ガイドラインに基づき、現在、各保育所等で行っている対策を通常保育に移行後も以下の内容を中心に継続していくこととする。

### 1、保育を利用する子ども及び出勤する職員等についての注意事項

毎日、子ども・職員は体温を登園、出勤前に測定し記録表を作成することが望ましい。発熱・呼吸器症状・その他体調不良(嘔吐、下痢等)が認められる場合には登園・出勤を控えてもらう。子ども・職員の家族についても同様の症状があるときは、同様の取り扱いとする。又、保育中の職員については、マスクの着用を徹底する。

委託業者による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合(工事等)については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には、立ち入りを断ることとする。

### 2、登降園時の子どもの受け入れと引き渡し

保護者が各施設の設置状況に応じて保育室に直接入らないように複数の受け入れ場所の設置や、できる範囲で荷物をまとめるなどの速やかな登降園を促す工夫をする。

### 3、感染リスクを最大限に軽減するための保育実施上の注意点

○保育・保育空間の工夫「密閉・密集・密接の回避」を行い、できるだけ1か所に集まることのない保育にする。(人数に応じて空間の保証をする)

- ・各保育室を多数使用して、スペースを広くとって保育を行う
- ・園児が体調不良の時には別室にて個別保育に切り替える
- ・活動について密集しないように意識をして少人数を心掛ける。遊びでは布製の遊具等の共用は控えていく。
- ・遊具の選定・設定を考え、使用後の消毒についても丁寧に行う(水洗いや拭いたあとは日光消毒でよく乾かす)

○感染予防

- ・子ども・職員ともに手洗い・うがいの徹底をしていく。まだ手がうまく洗えない乳児については、職員と一緒に手を洗ったり、銘々のおしぼりで手をふく等、十分に配慮する。又、手洗いの時はペーパータオルの使用が望ましい。当面は個人用手拭きタオルの使用は控える。
- ・飛沫感染をできる限り防ぐために、咳エチケットを実施できるように幼児を中心に咳エチケットの内容を伝え、身に着ける。

○食事

- ・子どもと一緒に給食を食べるリスクの軽減のため職員は別場所で給食や休憩をとる。
- ・食事中の子どもの席については、1テーブルにできるだけ少ない人数にし、対面になるべく他児がいないような配置を考え、飛沫感染を防ぐようにする。又、食事中は静かに食べることに集中できるように配慮をする。
- ・配膳、盛り付けは基本的には職員が行うようにする。

○午睡

- ・状況に応じて通常よりも多く部屋を使ったり、分けたりしながら、布団1枚以上のスペースを空けるように工夫していく。
- ・午睡時に咳が頻繁に出るなどの症状が見られる子どもがいたら、別室に速やかに移すなどの対応をとる。

○掃除・消毒

- ・基本的には通常通りだが、手すりや扉など子どもがよく触る場所を中心に毎日、消毒(次亜塩素酸ナトリウム0.02パーセント・300倍)をする。

大人も子どもも手洗い・うがいを徹底する。

○換気

- ・1時簡に1回以上換気を行う。2方向以上の換気口(扉、窓等)を開ける

## 新BOP（学童クラブ、BOP）等の取扱いについて

## 1 主旨

新BOPは、国の緊急事態宣言に基づく東京都の緊急事態措置を踏まえ令和2年5月31日まで休止とし、学童クラブについては、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方の児童は預かることとしている。

また、東京都及び世田谷区の状況は、新型コロナウイルスの感染者数については一定程度改善傾向が続いているが、このまま終息するかは今後の対応次第で大きく変化する可能性がある。

都の緊急事態措置等の状況や都・区の感染状況を踏まえて、6月1日以降の新BOP及び児童館の取扱いを以下の通りとする。

## 2 6月1日以降の新BOP対応の考え方

## 【国の緊急事態宣言が継続された場合】

緊急事態宣言が継続された期間、新BOPの休止を延長する。学童クラブについては、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方の児童は預かることとする。

## 【国の緊急事態宣言が解除された場合】

新BOPのうち、学童クラブの休止を解除する。但し、当面の間、子どもの感染防止の観点から、自宅で過ごすことが可能な児童の保護者に対して自粛を求め、規模を縮小した運営を実施する。BOPについては、当面の間、休止を継続する。

学童クラブの再開にあたっては、3密を避けるため、学校に協力を求めて居場所を確保するとともに、児童館職員を新BOPに配置するなど、可能な限り児童が分散して活動できるよう取り組む。また、マスク着用、手洗い、検温、換気、消毒など、感染防止の徹底を図る。

## 3 6月1日以降の児童館対応の考え方（北沢子どもの居場所、奥沢子育て児童ひろばを含む）

児童館については、不特定多数の利用者が来館し、3密になりやすい施設であること、学童クラブの感染症予防対策を行うためには、その業務にあたらせる人員が必要である事などから、当面は休館を延長する。

ただし、国の緊急事態措置が解除された場合においても、休館を延長するが、その際、在宅の子育て支援を行うため、休館中の子育て支援館（5館）において、感染防止対策を十分に行いながら「子育てひろば」を実施する。

#### 4 今後の運営に向けた留意点

- (1) 新BOPの再開にあたっては、学校の運営状況に合わせて、学童クラブから運営を再開し、BOPについては、東京都、世田谷区の感染者数の動向等を見据えて、慎重に判断していく。合わせて、学校に施設利用の協力を依頼する。
- (2) 学童クラブ再開後であっても、区内で、感染状況が著しく拡大する場合には、再度、学童クラブの運営の縮小や休止も想定される。
- (3) 児童館については、東京都、世田谷区の感染者数の動向及び学童クラブの運営状況を踏まえて、再開時期を検討する。再開にあたっては、利用者を特定できる講座等の実施や時間帯による対象者の設定、各室の活用方法、事業の工夫等、段階的な実施に向けた検討を進めていく。また、行事についても精査し、中止・縮小するなどして、感染防止に努める。

#### 5 周知

区ホームページ

区ツイッター

学校緊急メール

各新BOPでの掲示

#### 6 学童クラブの利用状況

##### (1) 登録者数

4月1日付 7,215人

5月1日付 7,313人

##### (2) 利用者数と利用率の推移（休止前と休止後の状況）

月日	利用数	利用率
4月 1日	3,940人	54.6%
4月 23日	333人	4.6%
5月 11日	414人	5.7%

#### 7 今後のスケジュール

令和2年5月22日（金） 保護者周知

< 問い合わせ先 >

児 童 課 須田 電話 03 - 5432 - 2305

生涯学習・地域学校連携課 田村 電話 03 - 5432 - 2730